RIKKEN MINSHU 号外
立憲民主編集部
〒102-0093
東京都千代田区平河町
2-12-4 ふじビル3F
Tel. 03-6811-2301
Fax. 03-6811-2302
goiken@cp-japan.net
http://cdp-japan.jp/
立憲民主 The Constitutional Democratic Press

なんの 南野けいすけ議会報告

https://keisuke-nanno.com/　090-1911－4306

新型コロナウィルス感染症支援策特集

ホームページ

新型コロナウィルス感染症支援策（9/1現在）

今号は現在貝塚市での「新型コロナウィルス感染症（以下感染症）」に関する支援策をまとめました。

◎ひとり親世帯臨時特別給付金

感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援

【基本給付】

・対象

(1)令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方(2)公的年金等を受給し、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止の方　等

・給付額

一世帯5万円、第2子以降一人につき3万円

【追加給付】

・対象

前述(1)～(2)に該当し感染症の影響を受け家計が急変・収入が減少した方

・給付額

一世帯5万円

・締切　令和3年2月26日（金曜日）

《申請・問合せ先》子ども福祉課　電話433－7021

◎国民健康保険料の減免

世帯主収入が一定程度減少した世帯の保険料を減免。

・対象

(1)世帯主等が死亡又は重篤な傷病を負った世帯(2)世帯主等の事業・不動産・山林・給与収入の減少が見込まれる世帯

・要件

世帯主等で、(1)～(3)の全てにあたる事。

(1)事業収入等の減少額が前年の収入等の額の10分の3以上の額である事(2)前年所得の合計額が千万円以下である事(3)事業収入等の所得以外の前年の所得の合計額が4百万円以下である事

・対象保険料

納付期限が令和2年2月1日～令和3年3月31日までの保険料

・締切　令和3年3月31日（水曜日）

《申請・問合せ先》国保年金課　電話433－7271

◎傷病手当金

国保被保険者が感染症に感染した場合、または発熱などの症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため仕事ができなかった期間の傷病手当金を支給。

・支給期間

令和2年1月1日～9月30日の間で、仕事ができなかった日より起算して3日後より就労を予定していた日数

・支給額

支給額＝（直近の継続した3カ月間の月間給与収入の合計額割る就労日数）かける3分の2かける支給期間の日数

・締切

仕事を休んだ日の翌日から起算し2年

《申請・問合せ先》国保年金課　電話433－7273

◎高収益作物次期作支援交付金（農林水産省事業）

感染症の影響を受けた高収益作物の次期作に前向きに取り組む農業者を支援。

《申請・問合せ先》貝塚市農業再生協議会事務局（農林課内）　電話433－7380

◎妊婦への特別定額給付金事業

・対象

(1)4月27日時点および申請日に本市に住民登録がある方(2)4月27日時点で妊娠している方

・内容

お腹の赤ちゃん一人につき10万円

・申請期限　9月30日（水曜日）

《申請・問合せ先》政策推進課　特別定額給付金担当　電話433－7044

◎国の子育て世帯への臨時特別給付金

・対象

児童手当（本則給付）を受給している世帯に対し支給します。（特例給付のかたは対象外）。

・給付額　一人1万円

・提出期限11月30日（月曜日）公務員のかたのみ

《提出・問合せ先》子ども福祉課　電話433－7021

◎国の持続化給付金

感染症拡大により、ひと月の売上が前年同月比で50％以上減少した事業者に対して、事業全般に使える給付金を支給。

・対象

2019年以前から事業収入があり、今後も事業を継続する意思がある方（法人の場合は、資本金または出資総額が10億円未満、又は従業員数が2千人以下）

・給付額
（上限）
個人事業者　100万円
法人事業者　200万円

《問合せ先》
持続化給付金事業コールセンター
電話0120－115－570
電話03－6831－0613

◎貝塚市中小企業臨時給付金

申請は一回限り。

・対象融資
経営安定サポート資金（セーフティネット保証4号、経営安定資金危機関連）感染症対応緊急資金（セーフティネット保証4号）感染症対応資金（セーフティネット保証4号、経営安定資金危機関連）

・対象
次のいずれにも該当する場合
(1)個人事業主 市内に住所又は事業所がある方。法人事業主は市内に本店又は営業所がある法人。(2)中小企業信用保険法第2条第5項第4号に基づく特定中小企業者（セーフティネット保証4号）又は、同法同条第6項に基づく特例中小企業者（危機関連保証）

・給付額
一律10万円

・締切
令和3年3月31日（水曜日）

《申請・問合せ先》　商工観光課
電話433－7193

◎水道料金基本料の減額

・期間
令和2年5月～令和3年4月検針分

・内容
基本料金を5割減額

《問合せ先》水道サービス課
電話433－7140

◎水道料金・下水道事業受益者負担金などの徴収猶予

収入減少などの基準に該当し支払いが困難な場合には、納付を一定期間猶予される制度。

《申請・問合せ先》
水道サービス課
電話433－7140
上下水道総務課
電話433－7180

◎住居確保給付金

離職・廃業から2年以内または、休業などで収入が減少し離職等と同程度の状況にある方で、住居を喪失又は喪失する恐れのある場合に、就職に向けた活動をする事などを条件に、3カ月（状況により延長あり）、家賃相当額（上限あり）を市から家主の方へ支給。

《申込・問合せ先》
福祉総務課市民相談室
電話433－7085

◎市営住宅家賃等の減免猶予

認定月収が7万4千円以下になった世帯は、家賃の減免または納付猶予を受ける事ができます。

・減免対象 市営住宅入居者

・納付猶予対象
市営住宅入居者、店舗使用者

・適用期間
申請書を受理した月から適用し、納付猶予期間は6カ月以内

《申請・問合せ先》
市営住宅管理センター（建築住宅課内）　電話433－7210

◎緊急小口資金

・対象
休業や失業により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付けを必要とする世帯

・貸付上限・利子
20万円以内・無利子

・据置期間　1年以内

・償還期間
2年（24回払い）以内

◎総合支援資金

・対象
収入減少や失業などにより日常生活の維持が困難となった世帯

・貸付上限
単身世帯は月15万円以内2人以上の世帯は月20万円以内

・貸付期間・利子
原則3カ月以内・無利子

・据置期間　1年以内

・償還期間
10年（120回払い）以内

《申込・問合せ先》
貝塚市社会福祉協議会
電話439－0294

◎市税の徴収猶予の特例制度

令和2年2月1日～令和3年1月31日までに納期限が来る市税の徴収を一年間猶。

・対象
昨年同期に比べておおむね20%以上減少し、納付が困難な方。

・申請期限
納期限が7月1日以降の市税はそれぞれの納期限

《申請・問合せ先》納税課
電話433－7260

◎国民健康保険制度

国保料の納付義務者が、事業の不振、休業又は廃止した場合等に、申請により国保料を徴収猶予または減免。

《申請・問合せ先》国保年金課
電話433－7270

◎国民年金保険料の免除・納付猶予制度

令和2年2月以降に収入が減少し、所得見込額が、国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる方。

《申請・問合せ先》
貝塚年金事務所
電話431－1122
国保年金課　電話433－7274

◎介護保険制度

事業の不振、休業または廃止、失業などの理由により著しく減少した場合に、徴収猶予又は減免。

《申請・問合せ先》高齢介護課
電話433－7042

◎後期高齢者医療制度

事業の不振、休業または廃止、失業などの理由により著しく減少した場合に、徴収猶予又は減免。

《申請・問合せ先》高齢介護課
電話433－7042

ブログ　貝塚市議南野 fadcebook　南野けいすけ fadcebook　ツイッター　インスタグラム　タイムライン　LINE@